



2014年4月4日 第2014-25号

【発行】 J A M

【発行責任者】 宮本 礼一

【編集】 政策・政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

2014年度診療報酬改定

初診料・再診料引上げ

2年に一度の診療報酬改定により、2014年度から初診料や再診料等が引上げられます。

「診療報酬」は、病気やけがにより医療機関で診察を受けた時に治療や投薬等の保険医療のサービスとして医療機関が受け取る報酬です。診療報酬は、点数化されていて点数は「1点＝10円」です。私たちは初診料、処置料、投薬料等様々な点数の累計の3割（原則）を、一部負担金として病院の窓口で支払います。

また診療報酬は2年に一度、支払い側（健保連・連合等）、診療側（病院関係者）、公益側（学者等）の3者で構成される「中央社会保険医療協議会（中医協）」で改定の議論が行われます。

2014年度の診療報酬改定では、初診料と再診料が引き上げられました。医療保険は、非課税ですが、医療機関の設備投資や備品等の仕入れには消費税が発生するため、消費税率引き上げによって、医療機関の負担が増えるため、引上げが決定されました。

初診料は、病気やけがで初めて医療機関の外来を受診した時に算定されるもので、再診料は、2回目以降に外来を受診した時に算定されるものです。今回の引き上げでは、**医科の初診料が120円、再診料が30円、歯科の初診料が160円、再診料が30円引上げられました。**

明細書チェックで医療の透明化を

2010年度から患者に対する医療費の「明細書」の発行が、保健医療機関に対して原則義務化されました。「明細書」によって、行われた検査や処置、手術、注射、投薬等に関する診療報酬を知ることができます。一部の悪質な医療機関は、受けていない検査や処置等の診療報酬を請求することがあります。明細書をチェックすることで、医療の透明化が進み、医療費の無駄が減ることにつながります。お医者さんにかかったら「明細書」を必ず受け取りましょう。

【医科】

	2013年度まで	2014年度から
初診料	2,700円 (患者負担810円)	2,820円 (患者負担850円 +40円)
再診料	690円 (患者負担210円)	720円 (患者負担220円 +10円)

【歯科】

	2013年度まで	2014年度から
初診料	2,180円 (患者負担650円)	2,340円 (患者負担700円 +50円)
再診料	420円 (患者負担130円)	450円 (患者負担140円 +10円)